時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

時事新報

第二千四百四十二號
明治廿二年十月十四日 月曜日
舊暦己丑九月二十日（癸、亥）
日出午前五時四十八分　日入午後五時六分　月出午後八時三十五分　月入午前十時二十五分　滿潮午前八時十三分　午後八時三十分
（西暦一千八百八十九年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セズ其代價遞送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢○一箇月前金五十錢○三箇月前金一圓五十錢○六箇月前金三圓○一箇年前金六圓
○時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ遞送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ遞送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

日本商工家諸氏に告ぐ

農商務省にては追て商法會議所條例を發布せんとするの見込にて去月末全國商工會員總代を招き右條例に就き何か諮問する所ありしと云ふ凡そ商法會議所の仕組の如き我が商工家全體の利害に關するものにして强て其條例を作らんとならば前以て其精神の所在を示し限りある若干の商工會員のみに限らず廣く全國其向きの人の意見を集むるやう爲ては右諮問會の會議を打ち開きて諮問の大義を間接に全國に擴張して然る可き筈なるに然るに農商務省にては彼の諮問會の會議を秘密にしたれば我輩は其諮問案並に商工會員總代の答辨等を知るに由なく唯二三の新聞紙上に右諮問案の大要なりとて獨逸商法會議所條例を飜譯したるやうの者を載せたるを見たれども我輩は沒に其賛否を佾ずること能はざるが故に我が商法會議所條例に就ては今一言を下すことを好まず否、好まざるに非ず之を下すこと能はざれば是れは姑く他日に讓りて我輩は爰に歐米の事例に據り我が商工界の情實に照らして今より我が商工家諸氏に向ひ敢て一言を呈せんと欲するものありと申すは他に非ず凡そ歐米諸國に於ける制度習慣の長短は事に因り物に應じて固より相同じからず政治軍法工藝商賣夫れ夫れ其所長所短あるが故に之を採用せんと欲するものは研究參照彼此撰擇の工風を費すこと肝要にして偶然に他の制度習慣を導き偶然に之を力行せんとするやうの心得違ひもあらば社會其向きの局部に於て苦情迷惑を生ずるは勿論、一方には既成の習慣を破りて一方には新制度の實用を見ず新舊併せ失ふて徒に社會の秩序を紊るなどの奇相もある可し當局者の最も用心す可き所なり今世界强盛國中英米佛獨の四箇國を擧げて其國と爲りを吟味すれば英米二國は商政國にして佛獨二國は軍政國なりとも云ふ可きか即ち佛獨二國にては軍政を人事の首務として武擧を珍重するが故に歐洲大陸國力平均外交聯合等の都合に因りては或は敵國の商品を斥け或は海關稅を暴課して平時外交軍略の爲めに商賣取引を打ち壞すなどの例なきに非ざれども英米二國は之れに反し軍艦は商港を守るが爲めに造り陸海軍は商賣安を保つが爲めに備へ彼の東洋艦隊を始め多くの軍兵を遠方に送るも其殖民地並に居留地の商民を保護するが爲めにして佛獨にて軍事の爲めに商賣を蹂躙するとあるに引き替へ英米にては商業の爲めに軍兵を用意し主客正しく其處を異にするの趣あるを見る可きなり即ち佛獨諸國の商工は自尊自重の大義を守り政府と相對して自家自立の社會を成すこと能はず政府を一種の惠救者として人民動もすれば之に訴ふるの常にして何か著しき商工の事業を起さんとすれば先づ之を政府に謀りて其保護保證等を得るやうの次第にして之を保護保證すると否とは多くは政府當局者の意に存するが故に其權力は自然商工界を支配して夫れ夫れ其社會を獨立することを妨げ或は軍國交通の爲めとて一手に鐵道を專有し强て人民の手を封じて之を所有することを許さゞるが如き孰れも軍政國の處置振りにして商政國に有るまじき事共なりと云ふ可し之に反し英米商政の國にては商工各々一社會を成して他人の鼾睡を容る可くもあらず今春英國第二十九回全國商法會議所總會の席にて現宮内大臣ヘルスベリー卿の披露したる演說中商業は時として立法を要することあれども立法を以て商業を生ずること能はず否、時として之を殺すことなきに非ず左れば國會議員には斯く斯くの條例は商業上に利益ある可しとて之を議決するものもあれども寧ろ彼の商業家が斯く斯くの條例はその必要あれと數へ立てたる其目錄中より拔萃して之を施行するに若かざるなり正味商業家が其商業を知るの深さは法律家の及ばざる所にしてウエストミンスター（英國議院の在る所にして議院の異名なり）は法律を市人に與ふれども市人は其材料をウエストミンスターに與ふるものなりと云ふも可ならん云々の一段は英國商業家と政事家との關係を道盡したる者にして商政國の市人輩が其位地の高くして其責任の重きを見る可し蓋し英國の政事家は自から其分限を守りて商賣工藝學問宗敎各々その社會の獨立することを許し之れに關する法律規則は其道の人の發議を待ち國家全體の利害に妨げなき限りは所望通りに相談して始めて法律の性質を附するの習にして各社會相對して互に之を敬重するの美風は實に欽す可きものあるが如し本年五月英國工藝院（ロヤル　アカデミー）年會の際に總理大臣ソオルズベリー侯の演說中、工藝社會を目するに Republic of fine arts（美術共和國）の名號を以てし此共和國は十分自治の力ありて他社會人などの干渉す可き限りに非ず云々の意を陳じたることあり即ち商政の國にては各社會より其分を守りて他を侵害することなく商賣工藝等を始めとして皆な其獨立の實あるを見る可し顧みて米國の有樣を見れば流石に拜金宗の本山にして國民全體重きを商業に置くが故に商業社會は自から其社會を獨立するに止まらず或は寧ろ政治界を侵して氣の毒にも政治家を支配するやうの次第にして英米二國商業と政治との關係は彼の佛獨等を始め歐洲大陸の諸國に比して相異なるもの少なからず而して彼の商法會議所の仕組の如きも亦其一端として見る可きが故に逐次之を對比して其得失を講ぜんと欲するものあり

（以下次號）

雜報

○山縣大臣の隨行員と新聞記者の問答　去る二日歸朝したる內務大臣山縣伯の一行が尙は桑港に滯在せし時第十九世紀（在桑港の日本人が發兌する新聞なり）社員は大臣をパレス旅館に訪問したれども大臣は都合ありて他出し面會を得ざりしかば隨行員都築書記官と面談し大臣の歐米巡回の事に關し問答したる由にて去月十三日發兌の同新聞に其大要を掲げたれば左に抄錄すべし

問　大臣一行の歐米巡回の目的は如何

答　政治上特に內政上の事に關し取調べんが爲めなり

問　內政上の事のみなるや軍事は如何

答　勿論軍事をも取調べんが爲め特に陸軍省より三名の武官を隨行せしめたれども今回の巡回は主として內政上の取調べなり

問　內政上とは餘り漠然なり米國新聞紙の報ずる所に據れば主として地方制度取調の爲めなりと果して然るや

答　貴問の如しそも地方制度は現に實施の運びに及びたる程なれば取調も不必用の觀なきにあらざれども社會の事は單に法文通りにのみ行はるゝものにあらずして法文外に種々の面倒あり是等の事は日本に在りて如何なる書籍を見るも如何なる顧問官を得るも決して學ぶ能はざるものなれば今回は重もに是等を取調べたり

問　巡回中最も長く滯在したるは何國なるや

答　佛獨伊の三國にして英米諸國には長く滯留せざりし

問　大臣は如何なる人物と最も親しく交際したるや

答　モルトケ將軍、スタイン、グナイスト博士等あり

問　グラッドストーン、ソールズベリー、ビスマーク、クリスピー、クレマンソー、フレシチー氏等には面會せざりしか

答　クレマンソー、フレシチー、クリスピー氏等には面會したれ共ビスマーク、グラッドストーン、ブレーン、ハリソン氏等に面會せざりしは特に殘念なりし而して大臣の最も感激せしは伊太利滯在中なりし伊王は大臣を宮中に召し手づから伊國第一等勳章を授け大臣が國家の爲に盡せし勳勞を賞賛し給ひて其待遇の優渥なるは實に他國にて見ざりし所なり

問　米國には何日程滯在せしや

答　去月九日來着せしが當國には別に取調ぶることなきを以て諸所の勝地を巡覽したり

問　世上の風說に據れば大臣は今回の條約改正事件に付至急歸朝を促す電報に接したるを以て俄かに歸朝するに至れりと真なるか

答　大臣は國家樞要の位地を占むることなれば僅かの日月を期して巡回を命ぜられ本國を出立したる程にて決して條約改正事件の爲め俄に歸朝するにあらず然れども條約改正は國家の盛衰に關する一大事件なれば多少それが爲に歸途を急ぐの傾なきにあらず

問　大臣は大隈伯の改正案に反對なるや

答　其邊は貴問に應ずる限りにあらず

○藤嶋了穩氏の談話　同氏は京都西本願寺の出身にして去る明治十五年より歐洲に留學し其間重もに佛京巴里に在り傍ら大陸の諸國及び英國を遊歷して歐洲各國の宗敎に關する事柄を取調べ歸路米國を經て此程山縣大臣の一行と共に歸朝したるが昨日東京を發して本山に復命し夫れより鄉里江州長濱に立寄り來月中には再び出京すべしと云ふ此程社友某氏が氏を尋ねたる折の

話に西洋諸國に國
して英國がチャー
新（プロテスタント）敎を以て國敎
佛國などにては別
て政府より或る宗
の公認敎と申すは
りたるといふ次第
重もなる宗旨は總
ては新（プロテスタント）敎、舊（カソリック）敎
政府より補助金と
餘を支給し其敎費の
しき時代に當り政府
少しく怪しむ可きに
跡の時代には各宗
以て敎費に宛てたる
地を政府に收めて其
する事となしたる
我國維新の際政府が
同日の談なれども
受け或は然らざる
の說時々政治家の
議案を國會に提出
遇ふて忽ち排斥せら
又は彼のプーラン
にして分離說を唱
れば當分の處にて
ず佛國にて最も盛
だ振はず又公認敎
の屬地に行はるゝ
太人種間に行はるゝ
云ひ大陸の諸國は
るものにして一種の
國の新敎に於ける
あるに過ぎざるのみ
敎は定めあるも宗敎
政府よりは毫も制限
至りては一種別樣の
露國皇帝をして一天
上に猶は宗敎上の本
て所謂祭政一致とは
の神權は近代に至り
猶は隱然として歐洲
各國の朝廷には法
各國全權公使の上席
らず又國際上の紛議
し左れば各國の帝王
し其起居を訪ふ事も
きも頻に其歡心を得
の勃興以來は所領の
は獨り羅馬掌大の府
敎は各宗派中その仕
に散在せる末派末社
の風ありて歐洲南部
の寄進あり法皇は是
らぬ程の豐かなる生
權の有無に就て近來
國などにては別に制
グランドの大僧正は